

確認申請台帳の記載事項証明書の交付について

(愛知県東三河建設事務所建築課)

1. 証明書交付の対象となる確認申請

以下の市町村内の建築物等で、昭和45年度～平成11年度の間確認申請がなされたもの。

- | |
|--|
| ・豊川市（4号建築物及び令第148条第1項第2号に規定する工作物を除く）
・蒲郡市 ・新城市 ・田原市 ・設楽町 ・東栄町 ・豊根村 |
|--|

※該当の確認申請を特定できない場合、証明書の交付ができません。特定には、最低でも建築場所と確認を受けた時期（建築された時期）の情報が必要です。

※平成12年度以降に確認申請がなされたものは、建築計画概要書の閲覧が可能のため証明書交付の対象外です。

※豊橋市内の「全ての建築物等」の確認申請に関する場合は、豊橋市役所にお問い合わせください。

※豊川市内の「4号建築物及び令第148条第1項第2号に規定する工作物」の確認申請に関する場合は、豊川市役所にお問い合わせください。

2. 証明書の内容

証明書には、以下の事項が記載されます。

- (1) 建築主氏名 (2) 建築場所 (3) 建築物の用途及び工事種別 (4) 建築物の延べ面積
(5) 確認済証の交付年月日及び番号 (6) 検査済証の交付年月日及び番号

3. 交付申請できる者

- (1) 確認申請時の建築主
(2) 現在の建築物等の所有者
(3) (1)又は(2)と同等と認められる者

※代理人による申請には、委任状の添付が必要です。

4. 申請に必要な書類

- (1) 記載事項証明願 [様式 14-3]
(2) 証明の交付対象者であることを裏付ける資料
 確認申請書の写し、建物謄本、課税証明、名寄帳、戸籍謄本、法人登記 等
 (公的証明書類は、証明願の提出日から3か月以内に発行されたものであること。)
(3) 委任状 (代理人による申請の場合に限る) [任意様式]

※提出された書類は、受領後返却しません。

※上記以外にも、追加書類や本人確認書類 (免許証、マイナンバーカード及び社員証等) の提示を求める場合があります。

5. その他

- ・事務処理の都合上、即日交付ができません。郵送をご希望の場合、返送用の封筒 (宛先を記入し、必要分の切手を貼り付けたもの) 又はレターパック等をご用意ください。
- ・手数料はかかりません。

企画・指導グループ

住所：〒440-0801 豊橋市今橋町 6

TEL：0532-52-1315 FAX：0532-52-1310